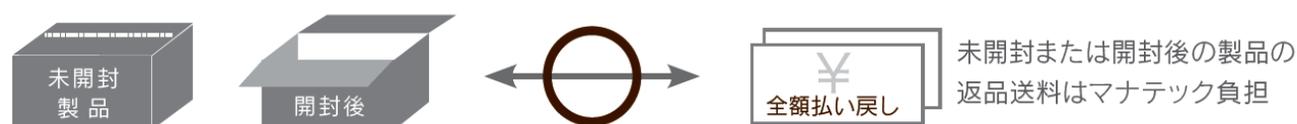


クーリング・オフ制度

「アソシエート登録完了キット」、もしくは初回購入製品を受領した日から起算して20日を経過するまでは、書面により、アソシエート登録を解除することができます。つまり書面と製品を返送することで、代金を全額返金致します。



クーリング・オフ期間中の登録解除の場合

- イ 個人であるアソシエートは、特定商取引に関する法律第37条第2項の書面（具体的には、「契約書面」「マナテックカタログ」「登録&報酬プランガイドブック」）を受領した日、または初回購入製品を受領した日のいずれか遅い日から起算して20日を経過するまでは、書面によりアソシエート登録にかかる契約の解除を行うことができます。
- ロ イに記載した事項にかかわらず、個人であるアソシエートが、マナテックもしくはエンローラーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（故意による事実不告知または不実告知）もしくはスポンサーが後述の8.に記載の禁止行為に関する定めに違反（不実告知）したことにより誤認をし、またはマナテック、エンローラーもしくはスポンサーがアソシエート登録にかかる契約を締結させまたはその契約の解除を妨げるため威迫したことにより困惑し、これらによってイの契約の解除を行わなかった場合には、マナテック、エンローラーまたはスポンサーが交付した特定商取引に関する法律第40条第1項の書面（解除の妨害後の書面）を、当該個人であるアソシエートが受領した日から起算して20日を経過するまでは、当該個人であるアソシエートは、書面により当該契約の解除を行うことができます。
- ハ イまたはロの契約の解除があった場合において、マナテックは、その個人であるアソシエートに対し、その契約の解除に伴う損害賠償または違約金の支払を請求することができません。
- ニ イまたはロの契約の解除は、その契約の解除を行う旨の書面を発したときに、その効力を生じます。
- ホ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の引渡しに既にされているときは、その引取りに要する費用は、マナテックの負担とします。
- ヘ イまたはロの契約の解除があった場合において、その契約に係る製品の代金が支払われているときは、マナテックは、個人であるアソシエートに対し、速やかに、その全額を返還します。

クーリング・オフ期間経過後の登録解約の場合

初回登録から12ヶ月以内のアソシエートは、上記6.1イまたはロに定めるクーリング・オフ期間経過後であっても、当社がクーリング・オフに準ずる状況であると判断した場合、以下の条件のもとで返品することができます。

①製品購入後、90日を経過していないこと。②未使用で再販可能な状態であること。③自らの責任で製品を滅失またはき損していないこと。ただし、製品の返品時には製品代金の10%を手数料としていただきます。なお、その場合は、当社指定の「任意解約通知書」を当社に提出し、解約を行うこととします。